

◎新潟県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ケアセンターこころ	新潟県新発田市大伝602番地1	株式会社ケアセンターこころ	訪問介護	令和元年10月2日	令和元年9月30日
地域密着型介護老人福祉施設みのりの丘中郷	新潟県上越市中郷区藤沢998番地1	社会福祉法人新井頤南福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和元年8月30日	令和元年9月30日
みなかみの里	新潟県妙高市大字上新保549番地	社会福祉法人新井頤南福祉会	介護予防短期入所生活介護	令和元年8月30日	令和元年9月30日
二幸介護サービス茨目	新潟県柏崎市茨目1522番地1	二幸産業株式会社	訪問介護	令和元年10月23日	令和元年9月30日
特別養護老人ホーム坂戸楽生園	新潟県南魚沼市坂戸7番地3	社会福祉法人曙会	短期入所生活介護	令和元年7月26日	令和元年8月31日